

S G E C の森林認証審査及びこれに関連して留意すべき事項について

本項は、S G E C の森林認証審査およびこれに関連して審査機関等から照会のあった事項に対し、その取り扱いについてS G E C の考え方を述べたものである。

1 広域にわたる審査対象森林の審査について

審査対象森林の審査に当たっては、森林計画区等を念頭に置き、森林の実態に基づき空中写真、施業記録等による調査と併せて必要な現地踏査による調査・確認を行うことを基本とする。

この場合、審査対象森林が複数の森林計画区にわたって小規模に散在する場合にあつては、当該散在する森林の面積規模・位置・自然的経済的特性・期待される機能等を考慮の上、現地の実態の確認に適した手法（現地踏査、空中写真の利用等）を選択して調査・確認を行うことができることとし、その審査経過について調査・確認手法選択の考え方を含め審査報告書上で明らかにしておくこととする。

2 認証森林内から取水する「水」の扱について

「水」自体はS G E C の認証林産物としては扱っていない。ただし、当該集水区域が概ね認証森林でカバーされている流域内で且つ当該認証森林内から取水する「水」については、S G E C 基準3に準拠した持続可能な森林管理を適正に行っている森林からの水として表示などを行うことが出来ることとする。